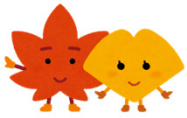


浦野家通信 9月

〒550-0012
大阪市西区立売堀1-9-10
HOWAビル701号
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第95号
発行人: 所員一同



日ごとに秋の気配を感じる今日この頃、
お変わりありませんでしょうか。
秋風が心地よい季節、どうぞお健やかに過ごしてください。



～9月の予定～



10日(火)

・ 8月分源泉所得税
住民税の特別徴収税額の納付



30日(月)

・ 7月決算法人の確定申告と納税
・ 1月決算法人の中間申告と納税
・ 1月、4月、10月決算法人の消費税の
3ヶ月ごとの中間申告と納税
・ 8月分社会保険料納付



ダイレクト納付の活用

ダイレクト納付とは、
事前に税務署に届出等をしてお
けば、e-Taxを利用して電子申告
等または納付情報登録依頼をし
た後に、簡単な操作で届出をし
た預貯金口座からの振替により
、即時または指定した期日に電
子納付することができる手続で
す。

現在、国税庁では効率化とコス
ト抑制などの観点により、納付
書の事前の送付を取りやめるこ
ととしています。この機会にぜ
ひダイレクト納付の利用をご検
討ください。

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから
簡単な方法で口座引落により納付する方法です。



利用可能な税金の種類・・・**全ての税目**で利用が可能です
手数料・・・**不要**です
領収書・・・発行されません。e-Taxのメッセージボックスに
完了通知が格納されます

ダイレクト納付についてのご案内を
担当者から順次行わせていただきます！
不明点があればその際にお問い合わせください！

賃上げ税制の改正が行われました。

令和6年度の税制改正により賃上げ促進税制の改正が行われました。今回は、中小企業者に対する賃上げ促進税制の改正についてお伝えしたいと思います。
 中小企業者向けの賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

【対象事業者】

青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が対象となります。

【今回の改正点】

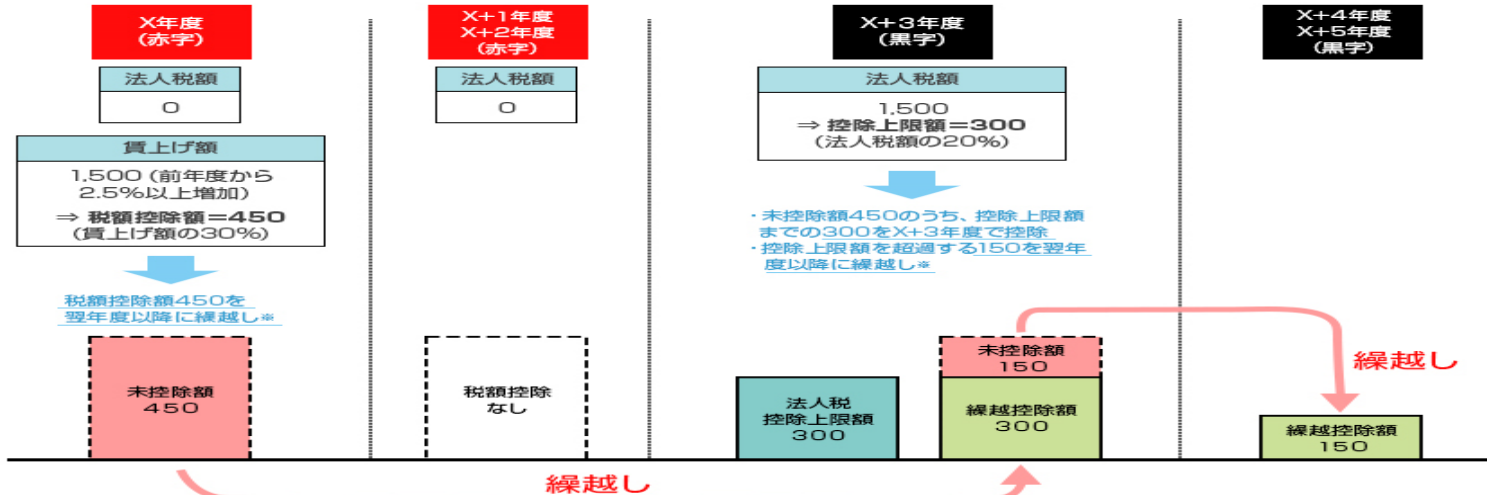
- ① 中小企業向けの賃上げ促進税制について、上乗せ措置を見直すことで、最大の税額控除率が40%から45%へ拡大されました。

改正後の税額控除率

全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援or女性活躍	税額控除率	最大控除率
プラス 1.5%	15%	プラス 5%	10%	くるみんor	5%	45%
プラス 2.5%	30%		上乗せ	えるぼし二段階目以上取得	上乗せ	

- 当期の税額から控除できなかった額は、
- 5年間の繰越しができることとなりました。繰越控除のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかつた金額の5年間の繰越しが可能となりました。



水分補給とともに、ミネラル補給を！

汗をよくかく季節になると、心配なのが塩分不足です。塩分の摂りすぎはよくないというのは常識になっていますが、暑い季節は減塩のしすぎも考えもの。減塩に力を入れるよりも、水分補給はもちろんミネラル補給を心がけてみませんか。一人ひとり身長や体型が違うように、塩分の必要量も生活スタイルや体質によって一定ではないはずです。自分の体調や感覚を感じとりながら、適した塩分の摂取について考えていきたいですね。



十五夜

お月見とは一般的には旧暦8月15日の「十五夜」をさします。2024年の十五夜は9月17日です。十五夜は秋の美しい月を觀賞しながら、秋の収穫に感謝をする行事で「中秋の名月」と呼ばれています。旧暦では7月~9月が秋にあたり、初秋は台風や長雨が続きませんが、仲秋は秋晴れも多く空が澄んで月が美しく見えます。また十五夜に月見だんご、すすき、芋などの収穫物などを供えるのは、さまざまな物事の結実に対して感謝と祈りを捧げるため、日本文化の特徴といえます。また、月の模様を「月でうさぎが餅をついている」と捉えるのは、慈悲の心の象徴であり、月に寄せる思いの深さが感じられます。